

2023 年度

農業委員会
業務必携 90号

付 農委活動30事例

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

農業委員会業務必携

90号

■ 巻頭言

全国農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人全国農業会議所会長 國井正幸…………… 4

■ 特集

「地域計画」の策定における農業委員会の役割…………… 6

■ 農政ピックアップ

食料・農業・農村基本法の見直しと農業委員会組織の政策提案…………… 11

■ 農業委員会の業務と具体的な進め方

第1章 農業委員会の業務…………… 18

第2章 農地利用の最適化（農業委員会法 第6条第2項等業務）

I 農地利用の集積・集約化

- 1 「地域計画」の策定が集積・集約化の第一歩…………… 20
- 2 策定後は「地域計画」に沿った集積・集約化を…………… 21
- 3 農地の利用調整・マッチングにつなげるために…………… 22
- 4 最適化交付金の活用…………… 24

II 遊休農地の発生防止・解消

- 1 遊休農地対策とは…………… 25
- 2 遊休農地とは…………… 25
- 3 農地パトロール（利用状況調査）の実施…………… 28
- 4 利用意向調査の実施…………… 30
- 5 不在村者所有・所有者不明の遊休農地等の対策…………… 31
- 6 遊休農地の課税の強化、機構貸し付けの場合の課税の軽減…………… 33

III 新規参入の促進

- 1 新規就農を進めよう…………… 34
- 2 企業の農業参入で地域農業に活力を…………… 42

IV タブレット端末を活用した農業委員会活動

- 1 タブレットの活用場面と導入のメリット…………… 44
- 2 各場面での活用方法…………… 45

V 農地の台帳・地図のシステム管理と有効利用、インターネット公表	
1 農地台帳とは	48
2 農地台帳の管理項目と整備方法	48
3 農地台帳の管理システムの利用と情報の公表	50
第3章 関係法令に基づく業務（農業委員会法 第6条第1項業務）	
1 農地法に基づく業務	58
2 農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づく業務	59
3 農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）に基づく業務	60
4 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく業務	60
5 その他の法律に基づく業務	61
第4章 担い手の育成・確保と情報提供活動（農業委員会法 第6条第3項業務）	
I 「地域計画」の策定のための担い手組織との連携	
1 担い手の急減と「農業を担う者」の育成・確保	63
2 関係機関と連携した「地域計画」作り	64
II 法人化・農業経営の合理化の支援	
1 「農業経営・就農支援センター」との連携	68
2 農業経営の法人化と経営継承	68
3 簿記記帳・青色申告の推進	74
4 家族経営協定の推進	77
5 農業者年金の加入推進	80
III 調査活動	
1 調査活動の意義	84
2 重要な情報提供・基礎調査	84
IV 情報提供活動	
全国農業新聞	86
農業委員会だより	87
全国農業図書	88
第5章 「農業者等との意見交換会」と関係行政機関への「意見の提出」	
1 意見交換会・意見の提出の意義	91
2 意見交換会の実施方法	91
トピックス 信頼される農業委員会であるために	94
■ 農委活動30事例	96
索引	153
全国農業図書のご案内	157

「地域計画」の策定における 農業委員会の役割

令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法等により「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。法定化のねらいは、10年後に農地を利用する者を農地一筆ごとに特定することによって、農地の集積・集約化をより計画的に進めることです。

背景にあるのは農業者の高齢化や後継者不足です。農業就業人口は急速に減少しており、残された担い手が経営しやすい環境を整えることが急務となっています。地域一丸となって”経営しやすい環境“を整えていくのが地域計画の取り組みです。地域計画の主役となるのは、地域で農業を営む農業者であることを忘れないようにしましょう。

地域計画の策定期間は令和7年3月末までの2年間で充てられています。地域計画を策定するのは市町村の担当部局ですが、市町村に任せきりとするのではなく、地域の関係機関・団体（市町村部局、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区等）と農業者が協力し合うことが必要です。

「地域計画」とは

地域農業の将来の在り方の計画(従来の「人・農地プラン」を深めたもの)
+
農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図(目標地図)



10年後の地域農業の設計図

■ 目標地図の素案は利用意向を踏まえ作成

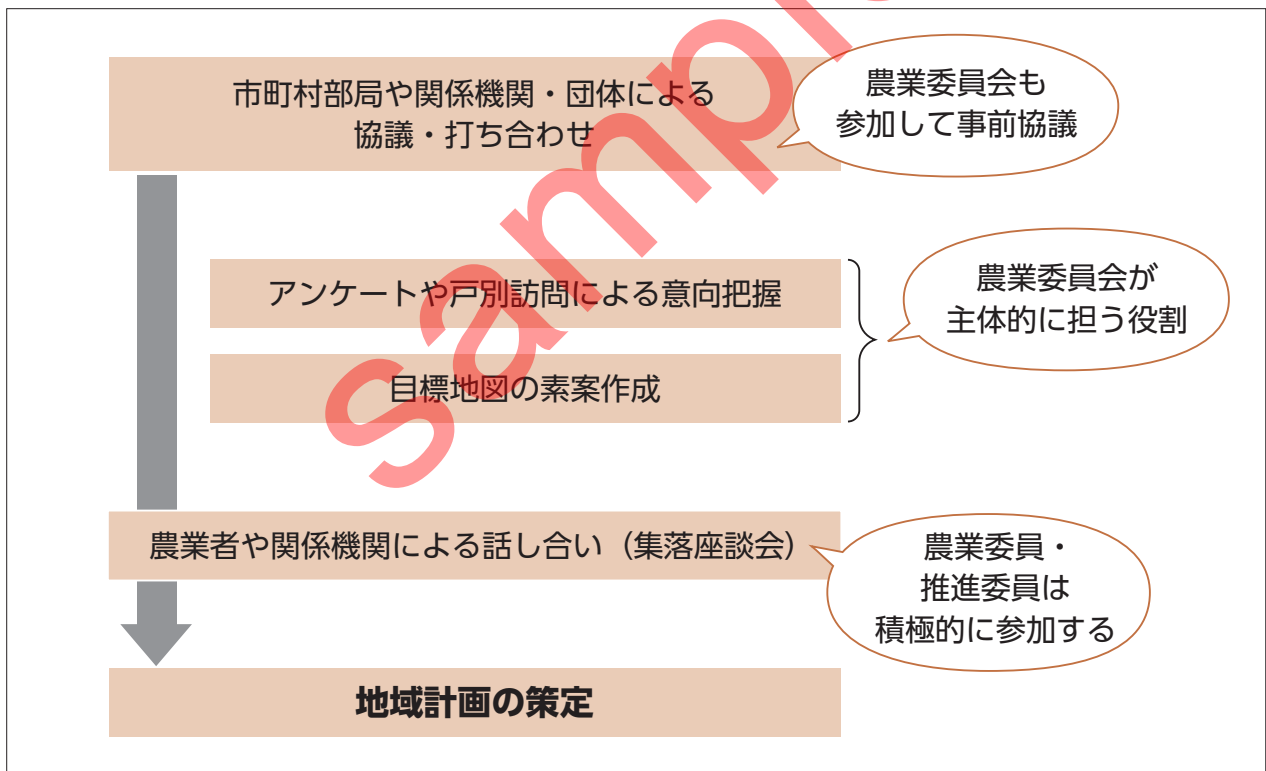
農業委員会は目標地図の素案作成を担うことになっています。素案の作成にあたっては、農業者の営農意向や農地所有者の農地の利用意向等を踏まえる必要があります。意向把握が取り組みの出発点となります。意向把握の方法はアンケート調査や戸別訪問等で行うのが一般的ですが、地域で中心となる農業者がすでに明確になっている場合には、農業者同士が直接農地利用の希望を話し合う場を設けることも効果的です。

目標地図の素案作成は、現場の意向を計画に反映する最初のステップであり、農業委員会はできるだけ丁寧に意向を聴き取ることが必要です。戸別訪問する際はタブレットを使って意向把握することもできます。また、「人・農地プラン」の実質化の段階で意向把握が終わっている場合はその結果を活用することもできます。

一方、作成するのはあくまで素案であり、大切なのはこの素案をたたき台として集落座談会などの地域の話し合いで検討を深めることです。そのため、目標地図の素案作成に取り掛かる前には市町村部局と打ち合わせを行い、素案作成のスケジュールや素案の作り方等を決めて、話し合いを深める時間が取れるよう計画的に進めることが大切です。

また、目標地図の素案は農業委員会サポートシステムの地図機能を活用して簡単に作成することができます。耕作者の営農意向や年齢階層等を地図上に色や模様で表示でき、複数の素案を作ることも可能です。

「地域計画」策定の流れと農業委員会の役割



MEMO

Ⅱ 遊休農地の発生防止・解消

農業委員・
推進委員の
役割

- 農地パトロールで遊休農地の把握
- 利用意向調査で改善を促す

1 遊休農地対策とは

農業委員会は、農地のパトロールの実施や農地所有者・地権者に農地の活用を働きかける活動を行い、「遊休農地の発生防止・解消」の役割を担っています。これは、「農地等の利用の最適化」の1つに位置付けられ、法律に根拠がある活動であることを理解するとともに、農地の地権者等にもしっかりと伝える必要があります。

遊休農地対策の根拠

■ 農業委員会法

第6条第2項 「農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保」

■ 農地法

第2条の2（農地について権利を有する者の責務）

「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」

2 遊休農地とは

遊休農地は下の図のように大きく4つの区分に分類されます。以下ではそれぞれの区分について、簡単に解説します。

MEMO

(図) 遊休農地等の分類







(1) 1号遊休農地(農地法第32条第1項第1号)

過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理(草刈り、耕起等)や農作物の栽培が行われる見込みがない農地をいいます。

【農水省が示す1号遊休農地等の判定事例(緑区分・黄区分)】

1号遊休農地は、草刈り等により直ちに耕作可能である緑区分の遊休農地と、基盤整備の実施により再生可能な黄区分の遊休農地の2つの区分に分類されます。

ア 緑区分：人力・農業用機械で草刈り・耕起・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地

<p>[例1]</p> <p>利用されておらず、荒廃度が低度(トラクター等で耕起すればすぐ利用可能)の農地</p> 	<p>[例2]</p> <p>人力・農業用機械で草刈り、耕起、抜根、整地により直ちに耕作することが可能な土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一年生雑草繁茂、多年生雑草繁茂の状態 ● 1m未満の低木が数本程度存在するものなど 
<p>[例3]</p> <p>農業用機械や重機等で農地に復元できる状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業用機械で耕起(土の掘り返し・反転)・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="272 1684 743 2042"> <p>[田畑]</p>  </div> <div data-bbox="884 1684 1315 2042"> <p>[樹園地]</p>  </div> </div>	

IV タブレット端末を活用した 農業委員会活動

農業委員・
推進委員の
役割

- まずは利用状況調査で活用してみよう
- 慣れてきたら農家の意向把握や活動記録の入力に使おう

1 タブレットの活用場面と導入のメリット

タブレット端末には便利な機能がたくさんあり、有効に活用すれば農業委員会の業務負担を減らすことができます。

最初は操作にとまどうかかもしれませんが、まずはタブレットに触ってみてください。操作を覚えるためには説明書を読むよりも、実際に触れて、使えそうな機能から使ってみる方が早道となりやすいものです。はじめの一步として、毎年の利用状況調査(農地パトロール)でカメラ機能やGPS機能を使ってみてください。大きな農地図を抱えて調査をする必要がなくなり、調査結果の記録も簡単になります。

以下では、タブレット端末の活用が見込める場面とメリット、それぞれの場面での活用方法を簡単に紹介します。

活用場面	メリット
1 農地の利用状況調査 (農地パトロール)	<ul style="list-style-type: none">• 紙の地図の持ち歩きが不要• 正確な位置情報や境界が把握できる• 写真の撮影や保存・管理が容易に
2 総会等での活用	<ul style="list-style-type: none">• 紙資料に代わるデータの資料(印刷の手間や費用が削減)• 文字や写真、地図の拡大が容易• 総会等へのオンライン(web)参加が可能
3 農家の意向把握	<ul style="list-style-type: none">• 紙の調査票の省略• 把握した意向をその場で入力可能• 入力した情報は自動的に農業委員会サポートシステムに反映
4 活動記録の入力・保存	<ul style="list-style-type: none">• 記載の手間が簡略化• 活動実績が自動集計できるため、事務局が集計する負担が軽減

2 各場面での活用方法

(1) 農地の利用状況調査

これまでは何枚もの農地図を持って調査を実施していましたが、タブレットを使って調査ができるようになりました。調査では次のような機能を活用することができます。

タブレットの便利な機能

カメラ機能	カメラ撮影により、圃場の状況が簡単に記録できます。現地確認アプリを使えば、撮影した写真が農地情報として自動的に登録できます。
GPS機能	タブレットの現在地(向きを含む)が地図上に表示されます。圃場の特定が容易になり、調査の精度が上がります。
現地確認アプリ	調査をしながら農地の状況を入力できます。入力した内容は事務局の確認を経て、農業委員会サポートシステムに反映されます。

事前準備および調査結果の記録・集計、整理が省力化されます

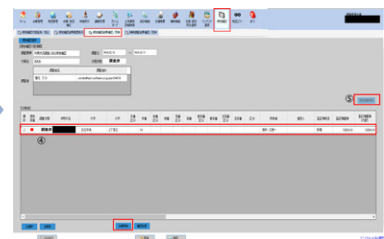
現地で入力、写真による記録も可能



情報の蓄積



現地確認結果を農業委員会サポートシステムで表示
(国・県への報告様式も出力可能)



MEMO

農委活動 30 事例

(全国農業新聞に昨年度掲載された記事などを編集しています)

1 戸別訪問で現状把握(1事例)

委員が戸別訪問し、全農家の意向調査

長崎県雲仙市農業委員会 ……98

2 「人・農地プラン」の推進(2事例)

「人・農地プラン」で推進協議会、話し合いけん引
地区ごとに推進チーム、プラン実質化や担い手支援

秋田県羽後町農業委員会 …… 100

広島県三次市農業委員会 …… 102

3 目標地図の素案作成(3事例)

営農実態に合わせ目標地図、就農者確保にも力
「人・農地プラン」の成果生かし目標地図の素案
農地所有者 98%の意向把握、粗々の素案作成

山梨県市川三郷町農業委員会 104

福井県若狭町農業委員会 …… 106

鹿児島県屋久島町農業委員会 108

4 話し合い推進と結果の活用(2事例)

「人・農地プラン」実質化、委員が話し合いリード
話し合い結果を集約、村長に意見提出

熊本県多良木町農業委員会 … 109

沖縄県北中城村農業委員会 … 110

5 農地集積・集約化の取り組み(4事例)

機構への貸し付け促し、集積・集約化
委員が書類配布・回収、利用集積進む
話し合い組織設立し賃借料統一、集積・集約進む
「地域リレー方式」で次世代に大規模農地

茨城県筑西市農業委員会 …… 112

群馬県千代田町農業委員会 … 114

滋賀県東近江市農業委員会 … 116

佐賀県伊万里市農業委員会 … 118

6 タブレット等の活用(2事例)

全委員にタブレット導入、業務を効率化
農地パトロールに ICT、業務負担を大幅軽減

長野県飯綱町農業委員会 …… 120

和歌山県橋本市農業委員会 … 122

7 遊休農地・耕作放棄地の発生防止、解消対策(3事例)

「町農地バンク制度」創設、担い手に移譲へ
相続未登記の遊休農地、不在地主訪ね権利設定
「農地を活かし隊」が遊休農地を早期発見・解消

三重県御浜町農業委員会 …… 124

兵庫県丹波市農業委員会 …… 126

兵庫県加古川市農業委員会 … 128

8 非農地判断・相続登記の推進(1事例)

農業委員、農地の相続登記を推進

長崎県松浦市農業委員会 …… 130

9 経営・新規就農支援対策(2事例)

家族経営協定で独自パンフ、市内の実例盛り込む
関係組織が連携し、新規就農者を総合支援

岩手県花巻市農業委員会 …… 132
静岡県富士宮市農業委員会 … 133

10 活動記録・情報共有(3事例)

活動記録簿に独自様式、メールで報告受け付け
独自の記録簿作成、全員協議会で活動共有
合言葉と活動目標設定し、活動記録を毎月提出

岩手県滝沢市農業委員会 …… 135
静岡県裾野市農業委員会 …… 136
京都府京丹波町農業委員会 … 137

11 農業委員会活動記録の見える化(3事例)

区域部会で農業委員・推進委員連携、課題を解決
「見える化」推進へ地区別の農事相談会
ミニ広報を年4回、小まめに情報発信

秋田県秋田市農業委員会 …… 140
新潟県佐渡市農業委員会 …… 142
滋賀県栗東市農業委員会 …… 144

12 農業者との意見交換(1事例)

現場の声を反映して毎年、市農政に政策提案

宮城県大崎市農業委員会 …… 146

13 女性農業委員の登用促進・活躍(2事例)

なでしこ6人、女性の視点で農業振興
女性委員6人活躍、全地区で登用めざす

栃木県栃木市農業委員会 …… 148
愛媛県大洲市農業委員会 …… 149

14 都市農業の推進(1事例)

市・JAと連携し、特定生産緑地指定へ制度周知

東京都稲城市農業委員会 …… 151

1 戸別訪問で現状把握（1事例）

●委員が戸別訪問し、全農家の意向調査

長崎県雲仙市農業委員会／農業委員19名、農地利用最適化推進委員29名

ポイント 委員が戸別訪問で調査票配布・聞き取り、全農家の意向を調査。空き家バンク制度とセットで推進し、市外からの移住者にも期待

長崎県雲仙市農業委員会（馬場保会長）は、将来にわたる地域農業の持続を目指して農地利用最適化活動に取り組んでいる。

2018～20年は市内の農地を耕作する農家の意向把握に努めた。対象は農地台帳に登録されている者で、農業経営または10a以上の農地を所有する世帯。市内在住5839戸、市外在住703戸の計6542戸である。

市内在住者には農業委員、農地利用最適化推進委員が戸別に訪問。調査票の配布・聞き取り、回収まで実施した。市内の対象世帯すべての調査が完了するまで3年を予定していたが、各委員の熱心な推進により調査期間は半減、回収率は9割に達した。

21年1月に調査結果を公表。農業経営の今後について、10年以内に農業経営を「規模縮小」「継続困難」「廃業予定」と考えている経営主は36%、さらに後継者については「めどがない」が49%という結果になった。



「人・農地プラン」の集落座談会

今後は、高齢化などで離農を余儀なくされる農業者の増加が見込まれるため、規模拡大志向の農業者をはじめ、定年帰農者、半農半Xなど、新たな担い手につなげる取り組みを進めている。21年4月からは市の空き家バンク制度とセットで推進。市外からの

移住者の増加も視野に入れ、期待をかける。活用可能な農地は一筆たりとも見逃さないという姿勢である。



地図をもとに協議する委員

情報は市のホームページや窓口で公開。現在までに21件、1万6434㎡の農地の現況写真と地図が掲載されている。

今後も制度の周知をはじめ、規模縮小や後継者不在と回答した農業者に対しさらに働きかけを行うなど、かけがえのない農地を確保し、活かす取り組みに日々、奔走することとしている。

(全国農業新聞 2022年8月26日号9面より)